

笛吹市立地適正化計画（案）に対するパブリックコメントの募集結果について

1 意見募集期間

令和8年1月26日（月）～令和8年2月26日（木）

2 意見の件数

(1) 意見をいただいた人数 1人（電子メール：1件）

(2) 意見の件数 2件

3 意見の反映状況

No.	反映区分	件数
1	計画に意見を反映させるもの	
2	意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	
3	今後の取組で参考にするもの	2
4	計画に意見を反映できないもの	
5	その他（感想等）	

4 提出された意見と意見に対する考え方

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
1	<p>【居住誘導区域の設定について】</p> <p>本計画にて設定する居住誘導区域は、既存の用途地域とほとんど同一となっていますが、大部分が浸水想定区域であり、また、温泉街が形成される地区も含まれるなど、必ずしも居住を誘導するには適さないと考えます。また、都市計画マスタープランでは、石和温泉駅北口周辺、石和温泉駅東側、新山梨環状道路IC周辺などは、用途地域の指定・見直しが必要になると考えられると整理しています。一方で、本計画では、新山梨環状道路IC周辺については言及があるものの、石和温泉駅北口周辺、同駅東側については言及がありません。なぜ、用途地域を見直さず、既存の用途地域ありきで居住誘導区域とするのか、考え方を整理し、計画の中でしっかりと説明する必要があると思います。</p>	<p>居住誘導区域の設定に当たっては、国土交通省の示す「立地適正化計画作成の手引き」に基づき、土地利用の実態や人口動態、災害リスク、公共交通の利便性等を総合的に判断して設定しました。</p> <p>設定の過程においては、すでに中心市街地が形成されている笛吹川右岸の大部分が浸水想定区域に該当するため、当該区域の想定浸水深、浸水継続時間、災害発生時に想定される被害範囲、被害レベルなど、危険度や危険箇所を複合的に分析し、浸水想定区域の中でも、家屋倒壊等氾濫想定区域については居住誘導区域から除外するなど、リスクの軽減を図りました。</p> <p>併せて、河川の整備や維持管理、雨水の流出抑制、避難先の確保、地域防災力の強化など、ハード・ソフト両面から、防災・減災の取組を充実させ、安全な居住環境の形成に努めていくことを、本計画の防災指針に位置付けました。</p> <p>また、働く場や身近な飲食店等を含む温泉街が居住誘導区域内に位置することは、地域の活性化や人口密度の維持に寄与するものと考えています。</p> <p>なお、石和温泉駅北口周辺、石和温泉駅東側、新山梨環状道路IC周辺については、都市計画マスタープランにおいて用途地域の指定・見直し候補エリアとしていますが、現時点では具体的な方針が定まっていません。そのため、立地適正化計画において区域を設定する段階には至っていない状況です。</p> <p>提出いただいた御意見につきましては、今後予定している都市計画マスタープランの見直しの中で改めて方向性を検討するとともに、将来的な立地適正化計画の見直し時において、必要に応じて区域設定の再検討を行ってまいります。</p>	3 今後の取組で参考にするもの	

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
2	<p>【居住誘導区域に設定されなかったが、人口増加傾向にある地区について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状において人口増がみられる地区（石和町富士見地区や春日居町駅周辺）は、既に何かしらの理由で住む場所として「選ばれている」場所であり、既存の用途地域等にとらわれず、積極的に居住を誘導すべきではないでしょうか。</li> <li>・特に、「春日居町駅・春日居支所周辺」は、P50の図表において、中心市街地（用途地域）と遜色ない状況であること、中心市街地（用途地域）と近接していること、現状でも人口密度が高く増加傾向であること、浸水想定が用途地域や石和町富士見地区と比べて浅い地域もあることから、居住誘導区域とするべきではないでしょうか。</li> </ul>	<p>石和町富士見地区は、原則として開発行為が制限されている甲府都市計画区域の市街化調整区域と隣接することもあり農地転用及び住宅開発が活発に行われ、市街地の拡大が進んできました。</p> <p>また、春日居町駅周辺を含む、誘導区域を設定しない地域・生活拠点、合併以前の町村の中心として機能し、行政・生活サービス等の一定の都市機能が集積しており、用途地域外にも人口が広く分布しています。</p> <p>本市では人口減少及び少子高齢化が県内の他自治体と同様に進行しており、立地適正化に向けては、人口密度の維持に向けた居住誘導と市街地拡大の抑制の両方のバランスを取りながら行っていくことが必要になります。</p> <p>居住誘導区域については、国土交通省が示す「立地適正化計画の手引き」及び「都市計画運用指針」において、用途地域内に設定することが望ましいとされています。用途地域内は、交通網や上下水道等の都市インフラに加え、各種都市機能が既に一定程度整備されていることから、本市においても用途地域内に居住誘導区域を設定しています。</p> <p>なお、春日居町駅周辺を含む地域・生活拠点については、各拠点の役割や地域の実情に即し、引き続き生活拠点としての役割を果たすことができるよう、行政・子育て・介護福祉等の機能維持を図ります。また、市全体で公共交通ネットワークの充実・強化を図り、中心拠点へのアクセス性を高めることで、地域・生活拠点周辺の利便性を補完していきます。</p> <p>提出いただいた御意見につきましては、今後予定している都市計画マスタープランの見直しの中で改めて方向性を検討するとともに、将来的な立地適正化計画の見直し時において、必要に応じて区域設定の再検討を行ってまいります。</p>	3 今後の取組で参考にするもの	